

鯖江クリーンセンターをご利用の事業所の皆様へ

4月から ごみの 受入基準が変わります

- 1 受付時間が短くなります。
- 2 搬入する車両の大きさが制限されます。
- 3 ホームページから搬入申請をダウンロードし、あらかじめ記入したものを持参できます。
- 4 受入れできるのは鯖江市または越前町に所在する事業所に限られますので、確認できる証明書等の提示が必要となります。
- 5 受入れできる廃棄物の一部を変更します。
- 6 現金決済に加えキャッシュレス決済が可能となります。

〈受付時間の短縮〉

- ・午前8時30分から午後4時45分まで とします。

〈搬入車両の制限〉

- ・4トン車以内で全長6メートル以内 の車両とします。

〈確認のための証明書等〉

- ・社員証、名刺など事業主または従業員であることがわかるもの を提示してください。

提示できない場合は、「ごみ搬入申請書」に代表者の証明印が必要となります。

〈搬入対象者〉

- ・鯖江市または越前町に所在する事業所の事業主または従業員の方 に限ります。

〈受入廃棄物の変更〉

量等の制限	建築廃材	大量の搬入は受入れできません。 (軽トラック1回分までは受入れできます。)
	くず状のもの (葉、芝、草など)	中身のわかる袋に詰めて受入れできます。
	置	1日 20 枚まで受入れできます。
受入れできないもの	原付バイク	取扱店または専門業者にご相談ください。
	タイヤ	取扱店または専門業者にご相談ください。
	メガネレンズくず	中身のわかる袋に詰めて受入れできます。

その他詳細は、下記までお問合せください。

お問合せ電話番号 : 0778-51-2310 (鯖江クリーンセンター)
(準備中) (さばえ E サービス)

ホームページアドレス : <http://www.sabae-koikieisei.jp>
「鯖江クリーンセンター」で検索

